

事務局資料

令和 7 年 8 月

経済産業省GXグループ

1. 指定脱炭素化再生資源利用促進製品の対象製品について

脱炭素化再生資源の指定について

- 脱炭素化再生資源として、再生プラスチックを指定。
- 再生プラスチックの定義については、プレコンシューマ材及びポストコンシューマ材の両方を含むもの（使用済物品等又は副産物を原材料として利用することができる状態にしたプラスチック）として規定する。

<指定の考え方>

指定要件	プラスチック
①脱炭素化の観点 - 天然資源に比べて、再生資源を利用することでその原材料のライフサイクル全体を通じた二酸化炭素の排出量を大きく低減できること - 世界的に脱炭素に資する製品に必要な資源の需要が増加する中で脱炭素社会の形成のために必要不可欠な製品に利用される資源であること。	プラスチックを再生資源として利用することにより、二酸化炭素の量を大きく低減可能。
②海外依存度の高さから安定的な供給が求められること。	プラスチックの原料となる石油は輸入依存度が高い。
③技術的・経済的に再生資源の利用が可能※ではあるものの、量・質の確保等の課題があり、政策的な措置が必要であること。 ※「技術的に可能」：現在の技術水準等を考慮してその技術的可能性があること。 ※「経済的に可能」：設備投資による負担が著しく過重であるなど、経済的におよそ不可能なものではないこと。 （出典：資源有効利用促進法逐条解説）	再生プラスチックの利用に関しては、技術的・経済的にも利用が可能な状況であるが、国内廃プラスチックが年間800～900万トン発生しているにもかかわらず、そのうち国内での再生資源の利用率は5 %程度に留まっている。

指定脱炭素化再生資源利用促進製品の指定の考え方

- 国内の再生プラスチックの供給基盤の確立に向けては、需要と供給の両輪で取り組むことが必要。
- 業界ヒアリングを踏まえ、再生プラスチックの利用拡大を主導していく業界として、自動車、家電4品目、容器包装（食品（飲料PETボトル除く）や医薬品を除く）を指定することとしたい。

自動車

- 自動車リサイクル法による回収体制の整備、分離・再資源化に向けた課題整理・検討が進んでおり、業界として利用拡大に向け意欲的に取り組んでいる。再生プラ利用規模も大きく、国際競争力のある再生材供給産業の育成に向けて産業界をリードいただく観点から、**自動車を指定対象とすることとしたい。**
- 定期報告において、再生プラスチック利用実績の報告開始時期については、サプライチェーンの複雑さ等も考慮し、柔軟な運用を行う。
- ただし、再生プラの量／質／コストの課題など供給側の課題への対応、欧州ELV規則等グローバルなルールと整合した運用等が今後必要。

家電

- 家電リサイクル法による回収体制の整備、分離などの技術開発状況、再生プラ利用に向けた業界として意欲を踏まえ、**家電4品目を指定対象とすることとしたい。**
- ただし、更なる再生プラ利用拡大には向けては、消費者も含めた再生プラが利用される環境の醸成や、易解体が普及する仕組み整備等の課題への対応が今後必要。

容器包装

- 容器包装リサイクル法による回収体制の整備、分離・再生技術が一定揃っていること、業界団体として意欲的な再生プラ利用目標を掲げていることを踏まえると、**容器包装を指定対象とすることとしたい。**
- ただし、効率的な回収・選別体制の構築や、再生プラ利用事業者へのインセンティブ等、容器包装リサイクル制度の見直しを含めた仕組み整備が必要。

指定脱炭素化再生資源利用促進製品に対しては、**再生プラスチックの量・質の改善に向けた供給体制の整備や利用拡大に向けた技術開発支援等**、政府として必要な支援を積極的に実施していく。

生産量又は販売量の要件について

- 計画作成・定期報告、勧告・命令の対象となる生産量（製造発注を含む）又は販売量（輸入販売に限る）の要件について、以下のとおり定めることとしたい。

指定脱炭素化再生資源利用促進製品	計画・定期報告に関する生産量又は販売量の要件	勧告・命令に関する生産量又は販売量の要件	考え方
プラスチック製容器包装	一万トン	一万トン	容器包装全体（食品（飲料PETボトル除く）・医薬品除く）の約6割をカバーする水準。
自動車	一万台	一万台	現行資源法（指定再利用促進製品等）において、1万台が要件となっている。国内大手メーカーすべてが対象となる水準。
ユニット形エアコンディショナ	五万台	五万台	現行資源法（指定再利用促進製品等）において、5万台が要件となっている。生産量及び輸入量の99%をカバーする水準。
テレビ受像機	五万台	五万台	現行資源法（指定再利用促進製品等）において、5万台が要件となっている。生産量及び輸入量の96%をカバーする水準。
電気冷蔵庫	五万台	五万台	現行資源法（指定再利用促進製品等）において、5万台が要件となっている。生産量及び輸入量の93%をカバーする水準。
電気洗濯機	五万台	五万台	現行資源法（指定再利用促進製品等）において、5万台が要件となっている。生産量及び輸入量の96%をカバーする水準。

制度の点検の方向性

- 2026年4月1日の改正資源法施行後5年以内に、本委員会での議論や、業界ごとの特性や技術的課題、再生プラスチックの需給バランス、品質、産業競争力等を十分に分析した上で、必要に応じて制度の見直しを実施していく。現時点での方向性は以下のとおり。
- ✓ **対象資源**：プラスチック以外の資源についても、再生資源の利用拡大に向けて議論していく。
- ✓ **対象製品**：今回指定する3製品以外についても、回収体制や再生資源利用の技術的可能性等を踏まえて追加検討していく。特に食品容器包装については、容器包装全体に占める割合が大きいことから、食品業界の実態を踏まえつつ、議論していく。容器包装の生産量又は販売量の要件である1万トンの基準について、より幅広い事業者を対象としていく観点から、施行後見直しを実施する。
- 計画及び定期報告の提出開始後、各事業者の利用実態を集計して日本全体としての再生プラスチックの需要規模を公表していく。
- CPsで策定されるロードマップ等も活用しながら、将来的には、定量目標の導入について検討していく。

2. 指定再資源化製品への製品追加について

指定再資源化製品の指定について

- 指定再資源化製品として、電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイスを指定。

<指定の考え方>

指定要件	電源装置	携帯電話用装置	加熱式たばこデバイス
①政策的な必要性 ・レアメタル等を含む小型リチウム蓄電池の回収量拡大（資源性） ・リサイクル・廃棄物処理現場における発煙・発火リスク低減（安全性） ・リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品での回収体制の強化の必要（※）	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り
②技術的・経済的な対応可能性 ・再資源化する技術が存在 ・販売店での店頭回収等の事業者等自らの自主的な取り組みや一般社団法人 J B R C（小型二次電池の自主回収・再資源化を共同で行う団体）による回収が経済的に可能	技術的・経済的に対応可	技術的・経済的に対応可	技術的・経済的に対応可

（※）リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品：家庭からの排出時におけるリチウム蓄電池の取り外し易さの観点

生産量又は販売量の要件について

- 勧告・命令の対象となる生産量又は販売量の要件について、以下のとおり定めることとしたい。

指定再資源化製品	勧告・命令に関する生産量又は販売量の要件	考え方
電源装置	千台	現行資源法（指定再資源化製品（リチウム蓄電池）を部品として使用する製品）において、電源装置の場合、1000台が要件となっている。
携帯電話用装置	一万台	現行資源法（指定再資源化製品（リチウム蓄電池）を部品として使用する製品）において、携帯電話用装置の場合、1万台が要件となっている。
加熱式たばこデバイス	三十万台	主要加熱式たばこ商材メーカー 3 社（シェア約 9 割）をカバーする水準。

制度の点検の方向性

- 2026年4月1日の改正資源法施行後も、本委員会での議論を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを実施していく。点検の方向性は以下のとおり。

✓ 対象製品：

- 電気掃除機・電気かみそりについては、易解体性設計によりリチウム蓄電池を取り出しての回収を促進する方針であり、その回収の促進や易解体性設計の追求に係る取り組み状況等について、今後、定期的に経過観察を行い、その状況等を踏まえつつ、指定の必要性を検証することとする。
- ハンディファン等その他のリチウム蓄電池使用製品については、リサイクル現場等における火災事故の原因調査の結果等を踏まえつつ、製品の流通実態の把握等を行い、指定に係る検討を行うこととする。

3. 今後の進め方

今後のスケジュール

- 改正資源法の円滑な制度開始に向けた、小委員会と下部WGの役割分担は下記のとおり。
 - ・ 小委員会：製品指定の考え方を踏まえた具体的な指定製品の決定、制度の点検・見直しの実施
 - ・ 下部WG：判断基準等の省令事項の決定
- 下部WGでの詳細な制度設計に係る議論については、業界の声も踏まえながら丁寧に検討していく。

スケジュールイメージ

- 8月12日 第12回資源循環経済小委員会【指定脱炭素化再生資源利用促進製品、指定再資源化製品の指定製品の決定】
⇒パブリックコメントを経て10月に政令（改正資源法施行令）を公布予定
- 8月27日 CEコマースWG【判断基準省令の決定予定】
- 9～12月 脱炭素化再生資源利用WG【判断基準省令、計画様式省令の決定】
指定再資源化製品WG【判断基準省令、認定自主回収・再資源化計画省令の決定】※環境省と共同開催予定
設計認定基準WG【資源有効利用・脱炭素化設計指針の決定】

※必要に応じてそれぞれ複数回WGを開催予定。